

第34回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和4年2月2日(水) 午後1時30分 ～ 午後2時40分

2、開催場所 鹿島新世紀センター 2階会議室

3、出席委員 12名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 5番 江頭 武寛 委員 8番 廣瀬 幸治 委員

②第2 報告第 77号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
 議案第 158号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 議案第 159号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 議案第 160号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
 議案第 161号 令和3年度第2回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸	主 査	田中 莊子
局長補佐	高田 浩平	書 記	植松 優太

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	三原 一義	○	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	12名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
城内・高津原・大手・東町・西牟田・ 新町・中牟田・横田・若殿分・納富分・ 末光・馬渡	木下 一喜

7. 会議の概要

事務局	<p>皆さん、こんにちは。定刻の少し前ですがお揃いですので只今から第34回農業委員会定例総会を開きたいと思えます。よろしくお願ひします。総会に入る前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、全員の参加を確認。)本日の出席委員は12名全員です。次に議事録署名人を指名いたします。5番の江頭委員と8番の廣瀬委員にお願ひ致します。どうぞよろしくお願ひ致します。審議に入ります前に、議事進行について、いつもの注意を4点ほどいたします。1点目です。各自意見・質問等をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べてから、意見・質問を全員に聞こえるように簡潔に言ってください。2点目です。審議に入りましてからの私語はこれをきつく禁止といたします。3点目です。市役所内はごく一部の指定された区域を除いて禁煙となっています。審議の進捗状況を見ながら議長の判断によりまして、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があつて、これを審議・採決するときは、特に指示を致しません。自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがございますので、ご注意をお願ひ致します。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をお願ひします。では、慣例によりまして会長に議長をお願ひします。</p>
会長	<p>改めまして、こんにちは。今日はまず皆さんが揃つてご出席いただいたことにお礼を申し上げたいと思えます。びっくりするくらいにコロナが急速に進んでいます。先般研修会をどうするのか、皆さんにお諮りして中止したことが良かったかなと思つています。いずれにしても何処にウィルスがあるか分からない状況ですから、皆さん方も十分に注意をしていただきたいと思えます。昨日、〇〇代議士から久しぶりに電話がありました。選挙の話かなと思ひまして電話を取るのを迷いましたが、取つて話を伺いました。その話の1つは放牧事業のことでした。市と進出協定を結んで放牧事業が動き出したことは聞いているが、その後はどうなつているのかとのお尋ねでした。何か手伝うことがあれば協力すると言つていただきました。コロナがこのような状況ですので、少し落ち着けば4～5月頃にでも視察に来てくださいと話をしたところです。〇〇代議士からは聞かんでよかことも聞きました。国会議員も〇人コロナにかかつていて、びっくりし、代議士には帰つて来んでよかよと言つたところです。人の出入りが頻繁な所では仕方がないのかもしれないかもしれません。</p> <p>いよいよ春めいて参るかと思ひますが、天気も安定してきました。麦踏みも進んでいるかと思ひます。イチゴの価格もますますと聞いていますし、もう1つは昨年出ましたミカンのニジュウマルが3月の初め頃から市場に出ると聞いています。1個千円もするのは無理でも、小ぶりの五百円位だったら手に入るかなと思ひています。</p> <p>また、今日は農業会議の武藤次長に来ていただいています。実は農業者年金の加入の話をしてもらうためです。お手許には農業者年金のPRタオルを2枚ずつ配っています。前のに比べると非常にシンプルで良いかと思ひます。今年度の(加入)目標が3人でしたが、(任期の最後に)やつと達成できました。あと農業新聞の目標が6部ですので、こちらも達成したいと思ひます。ご協力をお願ひします。〇〇委員は既に1部勧誘されたと聞きました。両方の目標を達成して全員(委員を)卒業といきたいと心構へは思ひています。冒頭、武藤さんに農業者年金の話をいただいて、会議に入りたいと思ひます。今日もよろしくお願ひ致します。武藤さん、どうぞ。</p>
農業会議 武藤次長	<p>皆さん、こんにちは。総会の前のお貴重なお時間をいただきまして、一言お礼の言葉を伝えに参りました。農業委員の皆様。日頃の活動、本当にお疲れさまです。今日は</p>

	<p>農業者年金のタオルを2種類お持ちしました。一つはお礼という気持ちで皆さま方に、もう一つは最後のひと踏ん張りをお願いに参りました。加入の対象者の方にチラシと共にお配りしていただきたいと思います。先般、有田町で全体の農業委員さんと最適化推進委員さんの研修をしたところ、農業会議の担当からは年金の推進を色々お願いしています。今まで3人とか5人とかの加入者の成績・成果ばかりをお願いしていたという反省点があって、そうではなく、とにかく年金に加入していない方に年金の制度をお伝えするというのを1番の目的にさせていただきたいということです。それで(年金に)入るか入らないかは、その方次第だということ。まずは周知をしたいということをもう一回農業委員の皆さんにお伝えをお願いしますとありました。成績がいいことに越したことはございませんが、まず知らなかったという方がいらっしゃらないように周知をお願いしたいということで今日はお願いに参りました。また、事務局の方にはマスクも持って来ています。それは新聞の方から皆様への普及資材でございます。併せて色んなお願いばかりではございますが、今後ともよろしくお願い致します。以上でございます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。年金は初めて目標を達成することが出来ました。(笑)</p> <p>(農業会議・武藤次長、退室)</p>
議 長(<p>じゃあ議案審議に入ります。今日は議案が4件と報告1件となっています。それでは報告事項から入っていききたいと思います。報告第76号「農地法18条6項の規定による解約報告について」事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の1頁と2頁をご覧ください。報告第77号について説明いたします。記載のとおり9件となっています。合計18筆。面積が19,599平米となっています。内訳は田が13筆。18,826平米です。畑は5筆。773平米となっています。解約事由は双方合意による借人変更のためが6件。あっせんのためが2件。農地法第3条申請のためが1件となっています。</p> <p>なお、借人変更となっている6件全て新しい借人の方が決まっております。第160号議案に新しい借人の方が上がっています。あっせんのためとなっている1番は先月の総会であっせん委員を選任しております。現在進行中です。5番はあっせんの申し出があつていところで、あっせん委員の選任は新年度に行います。農地法第3条申請のためとなっている2番は第159号議案の2番に上がっています。以上で報告第77号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今説明をさせました。解約報告でございますが、皆さん方から何かございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいという声あり。)</p> <p>質問も無いようですので、報告第77号を終わります。それでは議案第158号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の3頁をご覧ください。番号1について説明いたします。位置図の1頁も併せてご覧ください。位置図には1番と2番の2件が表示されていますが、右側になります。1番は土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は377平米です。譲受人は〇〇区の株式会社〇〇〇〇の代表取締役〇〇〇〇さんで、不動産業の方です。譲渡人は亡、〇〇〇〇相続財産管理人の弁護士〇〇〇〇さんです。転用の目的は宅地分譲となっています。施設の概要は分譲宅地2区画377平米となっています。南北に長い土地ですので、中央で分筆され北と南の宅地に分譲されます。農地区分は3種農地です。周囲の状況ですが、東と北は水路を挟んで道路(市道)、南と西は宅地になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。ここは公共下水道区域となっており、東と北の市道には既に下水管が埋設されています。</p>

	説明は以上です。
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	今回の5条申請の3件共に自分の担当です。昨日、担当の最適化推進委員の〇〇さんと確認して周りました。1番の周囲は開発されており、宅地になっています。問題ありません。以上です。
議長	担当の〇〇推進委員から何か補足はありませんか。
担当推進委員	昨日、〇〇委員と現地を確認してきました。先程の説明のように周囲に農地はありません。補足等もありません。
議長	それでは皆さんから質問や意見はございませんか。ありませんか。質問も無いようですので、採決します。1番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ということで進めさせていただきます。続いて2番について説明をお願いします。
事務局	番号2について説明します。位置図は変わらず1頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に畑となっております。登記面積は178平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん40歳、会社役員の方です。譲渡人は亡、〇〇〇〇相続財産管理人の弁護士〇〇〇〇さんです。転用目的は倉庫(コンテナ)です。その概要は1棟のコンテナ倉庫6.86平米と法面・通路ほか171.14平米になっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は水路を挟んで宅地、西と南と北は畑になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。譲受人の方の住まいは申請地に隣接して〇〇〇〇というアパートがありますが、その南側になります。〇〇〇〇というアパートも所有されています。番号2の説明は以上です。
議長	担当委員から現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請地は譲受人の自宅の裏になります。位置図と現地は少し違っています。位置図では申請地に道が接していないようになっていますが、道のような道があり、それが現地に接して北西の方へ繋がっています。国道バイパスの〇〇橋の信号まで行っているようです。現地は南から北へ少し傾斜が付いていますので、削って平らにしてコンテナを置くと説明を受けました。アパートのある宅地とは少し離してコンテナは置くそうです。報告は以上です。
議長	担当委員から道について報告されましたが、事務局から道について補足はありませんか。
事務局	位置図に点線で書かれている道について補足します。これは里道ではありません。市が所有する道ですが、市道でもありません。元々道が無かった所に道を作っています。これは現地調査の際に当番委員と会長・副会長には説明していますが、学校通用道として当時の区長さんが個人の土地を相談されて、出来た道のようなものです。ここがなぜ市有地になっているかということですが、下水管を通すために市が買収されているようです。道のようにしていますが、公衆用ではありません。ですから申請地には建築許可が下りませんので、コンテナ倉庫になっています。そのような状況になっています。現状は道の一部がせり出してきていて、申請地の一部になっています。
議長	〇〇最適化推進委員からの補足はありませんか。
担当推進委員	いいえ。特にありません。
議長	それでは皆さんから質問・意見はございませんか。
10番委員	倉庫には何を入れられるのでしょうか。
担当委員	物置代わりに使われるようです。
議長	よろしいでしょうか。 (はいと返事あり。) 他にありませんか。よろしいでしょうか。質問・意見は無いようですので採決します。2番に

	ついて賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員によりまして許可相当として、県へ送ります。 続いて3番の説明を求めます。
事務局	番号3について説明します。位置図は2頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は180平米です。譲受人は〇〇区の株式会社〇〇〇〇の代表取締役〇〇〇〇さんで、不動産業の方です。譲渡人は亡、〇〇〇〇相続財産管理人の弁護士〇〇〇〇さんです。転用の目的は露天資材置場です。その概要は資材置場51.80平米と通路その他が128.20平米になっています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東は道路(市道)、西と北は畑、南は水路を挟んで畑となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。法面掘削のため道路法第24条申請が都市建設課に出されています。番号3の説明は以上です。
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請地は〇〇公園のサブグラウンドの横で三角の形をしています。ここは荒廃した農地です。市道よりも高くなっていますので、法面掘削の申請がされています。掘削して車の出入口を設けられるそうです。公園を整備したときの残地です。周囲の農地への影響は無いと考えます。報告は以上です。
議長	担当の最適化推進委員から何か補足はありませんか。
担当推進委員	耕作されていませんので、転用して有効活用されるのであれば良いと考えます。
議長	それでは質問・意見を賜りたいと思いますが、何かございませんか。ありませんか。無いようですので採決します。3番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。賛成全員により許可相当として県へ送ります。 続きまして議案第159号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転等許可申請承認について」を議題とします。1番の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の4頁をご覧ください。1番について説明いたします。位置図につきましては3頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は1,456平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん83歳、農業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん88歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止です。対象農地は〇〇さんの田んぼと隣接しています。〇〇さんは奥さん、息子さん夫婦と4人で農業をされています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇農業委員と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名が添付されているところでございます。1番の説明は以上です。
議長	〇〇担当委員から補足があればお願いします。
担当委員	現地は207号バイパス沿いです。東側に河川があり、その向こう側は〇〇区です。申請地と周囲の田んぼは和のうになっています。北側の農地の所有者の方がここを買われるのですが、南側の隣接地までが一枚の田んぼになっています。現地には麦を作られています。北側の2筆と南側の1筆は成長具合が違っており、耕作者が違うと思われます。田んぼへの出入口も東側の河川の横に砂利道があり、その方向からで、申請地と北から3筆目の間にコンクリートの蓋を5枚被せてありまして、そこからになります。出入口の反対側の西側には境界の目印だと思いましたが、杭がありました。以上です。
議長	譲受人の方は隣接耕作者ということですね。
担当委員	はい。北側を耕作されています。
議長	譲渡人も譲受人もお互い高齢ですが、隣の方を買ってもらうのがベストだと思います。質

3番委員	問等はありませんか。 この売買価格は妥当いくらですか。
事務局	1筆で〇〇万円ですので、妥当は〇〇千円になります。
3番委員	結構高いですね。
議長	1種農地ですよ。
事務局	圃場整備がされているので、1種農地になります。
議長	他にございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは1番について採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可することといたします。 2番の説明を事務局からお願いします。
事務局	2番について説明いたします。位置図につきましては4頁と5頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番〇、字〇〇〇〇番〇、字〇〇〇〇番〇の3筆でございます。登記地目及び現況地目は3筆共に畑となっています。登記面積はそれぞれ219平米、58平米、310平米で合計が587平米となります。借受人は〇〇区の〇〇〇〇さん50歳、農業の方です。貸出人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん74歳、無職の方です。借受及び貸出理由は経営規模の拡大及び農業廃止になっています。お二人は実の親子で使用貸借権を設定されています。〇〇さんはUターンして夫婦で農業をされるということです。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇農業委員と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がぁあるところがございます。2番の説明は以上です。
議長	譲受人はもう帰って来ておられますか。そこを含めて担当委員の〇〇さん、補足をお願いします。
担当委員	譲渡人の方は私よりも1つ年下ですけれども体調を崩されて、施設に入っておられます。そのような状況で農業を継ぐために娘夫婦が帰ってきて農業をされています。申請地ではブドウを作るということです。この方に農業新聞を取ってもらうようお願いしましてOKでした。年金も進めています。
議長	以前この親子間で基盤強化法に基づく貸借の申請があつていますが、今回は親子間で使用貸借での申請となっています。3条申請ですが、所有権はそのまます。皆さんからの質問などはありませんか。ありませんか。無いようですので採決します。2番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可することと致します。事務局は前回と違って、なぜ基盤強化法に基づく貸借になったのかを整理しておくようにお願いします。 続いて3番の説明をお願いします。
事務局	3番について説明いたします。位置図につきましては最終の6頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に畑です。登記面積は378平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん50歳、農業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん53歳、会社員兼農業の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と兼業による経営縮小となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇農業委員と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がぁあるところがございます。3番の説明は以上です。
議長	担当委員の〇〇さん、何かあればお願いします。
担当委員	3番と次の4番は関連しています。3番の農地と4番の2筆は隣接しています。合わせると1反になります。譲受人はここを再整備してブドウを作られるそうです。ブドウの規模を増やす

	<p>そうですので、よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>説明していただきました。皆さんから質問や意見はございませんか。ありませんか。無いようですので採決します。3番に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>賛成全員により許可することに致します。 4番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4番について説明いたします。位置図につきましては同じく6頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇、字〇〇〇〇番地〇、字〇〇〇〇番地〇の3筆でございます。登記地目・現況地目3筆共に畑です。登記面積はそれぞれ242平米、580平米、86平米で合計908平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん50歳、農業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん75歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇農業委員と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつてるところでございます。4番の説明は以上です。</p>
議 長	<p>担当委員の方から何かございますか。</p>
担当委員	<p>3筆ありますが、2筆は先程申しましたとおりのブドウを増やすためです。あとの1筆は私の所有地の隣です。農業を廃止される〇〇さんから買ってこれという依頼があつたようです。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。担当委員さんには声がかからなかつたのですか。(笑) 皆さんから質問や意見はございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) 採決したいと思います。4番に賛成される方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成により許可することに致します。 それでは次に移ります。議案第160号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題と致します。この案件については一括して審議致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第160号について説明致します。総会議案・説明資料は5頁から10頁までとなります。この案件につきましては1議案で38件でございます。10頁をご覧ください。32番から38番は農地中間管理機構との貸借となる案件です。14頁に記載の30番と31番はあつせんです。利用権設定されている案件が1番から29番までの29件です。利用権設定の29件のうち、新規が18件。再設定(更新)が11件となっています。そのうち、使用貸借権の設定は2軒で、賃貸借権の設定は27件です。賃貸借権27件のうち、現金扱いが11件で、物納扱いが16件です。契約期間については、10年が5件、5年が19件、3年が5件となっています。使用貸借権が設定されている3件は4番、27番となつていまして、4番と27番は更新です。また、4番は親子の間柄で、27番は親戚とのことです。 30番と31番はあつせんで、30番は今総会後に所有権が売り手から公社に移ります。31番は公社から買い手に移ることになります。 農地中間管理機構との貸借は7件で、全て新規の賃貸借での契約となっています。契約期間は10年3カ月が2件、9年8カ月が3件、5年3カ月が1件、4年8カ月が1件です。 議案第160号の説明は以上です。</p>
議 長	<p>皆さん方から何かご意見等はございませんか。</p>
3番委員	<p>13番と14番は先月の総会であつた使用貸借での借人ですが、ここは賃貸借になつてゐるんですね。</p>
事務局	<p>先月の総会で説明がありましたが、貸し手の方達が直接交渉されて使用貸借から米30キロで話がついたという報告を担当委員さんからしてもらいました。貸し手の方達の気持ちが強</p>

	かったということでした。
5番委員	使用貸借となっている27番の作り手と貸し手は親戚と説明されましたか。
事務局	はい。親戚と聞いています。
3番委員	親戚に間違いありません。
議長	他にありませんか。無いようですので採決します。
	(1番委員、退室)
議長	議案第160号に賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により議案第160号は決定することに致します。
	(1番委員、入室)
議長	それでは議案第161号に進みます。「令和3年度第3回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」を議題と致します。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第161号について説明いたします。総会議案・説明資料は11頁から13頁までとなります。この案件につきましては1議案で47件です。これらの農地は一昨年夏の農地利用状況調査で遊休農地・荒廃農地と判断された所です。森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が困難な場合やその土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として戻しても継続して利用することが出来ないと思込まれる場合としています。これに加えて相続税・贈与税納税猶予をされていないことや農業者年金（経営移譲）の対象農地でないこと。中山間直接払交付金等の対象農地でないこと。圃場整備等の補助事業が行われていないことを事務局が確認して、昨年の12月から先月にかけて、担当農業委員の方に現地を確認して妥当かどうかを判断していただいています。今回46筆、面積にして36,500平米を議案として上げました。本総会で承認をいただければ、非農地通知を发出する流れとなります。先月の総会では能古見方面を先行してあげました。今回は能古見でもドローンを飛ばさないと確認できなかった所と能古見以外を担当農業委員の方と確認が終了しましたので議案として出させてもらっています。議案第161号の説明は以上です。</p> <p>手許には対象農地の位置図をお配りしていますので、参考にしてください。</p>
議長	<p>皆さん方のご協力をいただきまして、非農地判断の議案になっています。ありがとうございます。徐々に整理をしていきたいということでの議案となっていますし、これからも進めていくこととなりますので皆様方のご協力をお願い致します。</p> <p>この議案に対して何か質問等はありませんか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいという声あり。)</p> <p>それでは採決したいと思います。</p>
	(6番・10番委員、退室)
議長	議案第161号に賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、これらの47筆については農地に該当しないと判断することを承認いたします。
	(6番・10番委員、入室)
議長	以上をもちまして本日の報告・議案についての審議を終わります。
	(午後2時40分終了)

この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。

令和4年 2月 2日

鹿島市農業委員会

会 長

印

5番委員

印

8番委員

印

事務局長

印